

議案第85号

**東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンドの指定  
管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて**

東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンドの指定管理者の指定期間を次のとおり変更するにつき、市議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

現行の指定期間「令和2年10月1日から令和7年3月31日まで」を「令和2年10月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

## 提案理由

東近江市能登川アリーナ及び東近江市能登川グラウンドの指定管理者の指定期間の変更について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。